



領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
1	<p>本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p style="text-align: center;">納品書 (領収書)</p> <p>いつもご利用ありがとうございます。</p> <p>平野石油株式会社 セルフステージニュー姫路SS 兵庫県姫路市延末467-6 TEL:079-286-8838 SS-51405</p> <p>・ 2021年04月03日 09:04 伝票No. 3638 通番0866</p> <p>VISA 様 お買上 VISA</p> <p>0200 レギュラー P05 ¥6890 数量 51.42(L) 単価 @134</p> <hr/> <p><b>合計</b> ¥6,890 (内消費税10%(対象 ¥6890) ¥626) 承認No. 0000003308 処理通番 11830 端末番号: 658530000000 IC サイクル ATC: 000E カードタイプ番号: 01 APL: VISACREDIT AID: A0000000031010 6433-6436 02 2021/04/03 レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様をお願いします</p>	<p>共通案分率 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p>

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)  
(自由民主党)  
(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費	
2	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
	21-04-06 振替 3,346 SMBC(セゾックス)	案分率

五島壮一郎事務所

請 求 書

発行日：2021年03月02日  
請求書番号：810301-0143023

様

今回ご請求額 3,346円

富士ゼロックス兵庫



毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。  
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3307811153 電話：0120-069-840

【お知らせ】富士ゼロックスおよび販売会社・関連会社は  
2021年4月1日に社名が変わります。4月以降は口座振替時の  
表示社名が変わりますが、金融機関に関してお客様に実施し  
ていただくことはございません。

お支払約束日	2021年04月06日
お支払方法	
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。


料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 選 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
トータルサービス料金	2021/02/01-2021/02/28				3042
黒モード	1カウント以上	598	1.50	897	
フルカラー	1カウント以上	143	15.00	2145	
ご使用合計		741			
【代金/料金合計】					3042
【消費税および地方消費税(10%)】					304
【今回ご請求額】					3346
※ご利用機種/機械番号/DocuCentre-VI C2264 CPFS-4T 238497	2021/02/01-2021/02/28				
(今回) (前回) (テスト) (ミス)					
1 (22230) (21625) ( ) ( )					
2 ( ) ( ) ( ) ( )					
3 (2921) (2776) ( ) (2)					
設置先	五島壮一郎事務所				
部門名	営業				

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	<p>本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである</p> <div style="text-align: center;">  <p><b>夢前S.S.</b></p> <p>※内品書 (領収書)</p> <p>いつもご利用ありがとうございます</p> <p>平野石油株式会社 夢前SS 兵庫県姫路市広畑区西夢前台5-238 TEL:079-236-4058 SS-51401</p> <p>2021年04月13日 12:29 伝票No.3385 通番0745</p> <p>VISA 様 お買上 VISA</p> <p>0200 レギュラー P04 ¥6869 数量 47.70(L) 単価 @144</p> <hr/> <p><b>合計 ¥6,869</b> (内消費税10%(対象 ¥6869) ¥624) 承認No.0000005689 処理通番 05180 端末番号:658530000000 ICサイン ATC:000F カードシークス番号:01 APL:VISACREDIT AID:A0000000031010 担当: 10- 0280-0283 01 2021/04/13</p> <p>レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様をお願いします</p> </div>	<p>共通案分率 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)  
(自由民主党)  
(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費
4	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 %
		それ以外の案分 100% 案分の説明 全て政務活動に係る記事であるため
		案分率

2021年4月16日

領 収 書

五島 壮一郎 様

¥ 8,400-

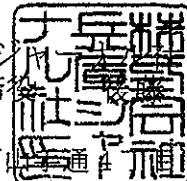
但し 兵庫ジャーナル購読料R3年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫ジャーナル  
代表取締役 五島 壮一郎  
〒650-0011  
神戸市中央区下町通4丁目6-13  
ファインコート下山手6F  
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目																															
6	<p>本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである</p> <p style="text-align: center;">◇◇ ひめしんキャッシュサービス ◇◇ ご利用明細票</p> <p>本日はご利用いただきありがとうございました。 ご利用の明細をお確かめください。</p> <table border="1" data-bbox="443 801 887 1420"><tr><td>ご利用年月日</td><td>取扱金庫・店番・機番通番</td></tr><tr><td>03.04.20</td><td></td></tr><tr><td>お取引金融機関</td><td>口座番号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>お取引金額</td><td></td></tr><tr><td>お取引内容</td><td>お引出</td></tr><tr><td>手数料</td><td>手数料</td></tr><tr><td>時刻</td><td>お取引金額</td></tr><tr><td>11:46</td><td>¥150,000*</td></tr><tr><td>ご説明コード</td><td>お取引後の残高</td></tr><tr><td></td><td>¥0*</td></tr><tr><td>ご案内</td><td></td></tr><tr><td></td><td>様</td></tr><tr><td></td><td>コトウソウイチロウシムシヨ コトウソウ イチロウ 様 0792395841</td></tr><tr><td>印紙税申告納 付 税務署承認済</td><td>◇◇ 姫路信用金庫 ◇◇</td></tr></table>	ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番	03.04.20		お取引金融機関	口座番号			お取引金額		お取引内容	お引出	手数料	手数料	時刻	お取引金額	11:46	¥150,000*	ご説明コード	お取引後の残高		¥0*	ご案内			様		コトウソウイチロウシムシヨ コトウソウ イチロウ 様 0792395841	印紙税申告納 付 税務署承認済	◇◇ 姫路信用金庫 ◇◇	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分率</p> <p>案分の説明</p>
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番																															
03.04.20																																
お取引金融機関	口座番号																															
お取引金額																																
お取引内容	お引出																															
手数料	手数料																															
時刻	お取引金額																															
11:46	¥150,000*																															
ご説明コード	お取引後の残高																															
	¥0*																															
ご案内																																
	様																															
	コトウソウイチロウシムシヨ コトウソウ イチロウ 様 0792395841																															
印紙税申告納 付 税務署承認済	◇◇ 姫路信用金庫 ◇◇																															

貸土地

北原源(定期契約分)

借主用



兵庫県宅地建物取引業協会制定約款

不動産賃貸借契約書

平成27年4月30日、貸料を承ります

27年6月11日 借主氏名、緊急連絡先を変更

貸料に水道代追加の旨を記載

### 事業用借地権設定合意書

貸貸人 [ ] (以下「甲」という。)と、賃借人五島 壮 (以下「乙」という。)は、頭書(1)物件の表示記載の甲所有の土地に、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第24条(事業用借地権)第1項に規定する借地権を設定することを目的として、頭書及び第1条から第19条までを内容とする契約を、平成19年1月31日までに、公正証書により締結するものとする。

#### 頭書1. 目的物件の表示

土地	所在	姫路市広畑区北河原町		地番	18番1			
	地目	田	地積	426 m <sup>2</sup>				
建物	所在	/ / 階建/全戸						
	構造							
	建築面積					m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>
	用途							
その他	本件建物以外の構造物							
	構造	軽量鉄骨造/スレート葺/1階建/全2戸						
	建築面積	70 m <sup>2</sup> 以下	延床面積	70 m <sup>2</sup> 以下				
	用途	事務所、物置き場						

#### 頭書2. 契約期間

契約期間の更新を同条件で10年間延長とする。

平成19年2月	から	平成29年1月	日まで (10年間)
---------	----	---------	------------

#### 頭書3. 賃料等

平成27年5月より月額 ¥150,000 とする。(水道代含む)

賃料	月額	円	共益費	月額	0円
敷金	円	(賃料10ヵ月)	敷引き	円	(賃料3ヵ月)
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[ ]	普通預金	NO	[ ]
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

#### 頭書4. 借主及び緊急連絡先

借主氏名	法人の場合	(商号)	五島 壮
	個人の場合	(氏名)	[ ]
緊急連絡先	担当者氏名		
	(自宅)	[ ]	(携帯) [ ]

頭書5. 貸主及び管理者

貸主	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]

管理者	[Redacted]
所在地	[Redacted]

賃貸不動産管理業協会会員番号	※ 賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載すること。
----------------	------------------------------

管理担当者	氏名 賃貸不動産管理士登録番号 ( ) ※賃貸不動産管理業協会の認定資格である賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載。
-------	---

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 貸主と同じ
	〒 -

頭書6. 特約事項

[Redacted]
------------

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成/8年/2月28日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	印	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主 (法人の場合)	商号	[Redacted]	印	( )
	代表者名	[Redacted]		
乙・借主 (個人の場合)	住所	五島 壮一郎 [Redacted]		
	氏名	五島 壮一郎 [Redacted]		
連帯保証人	[Redacted]			
宅地建物取引業者	[Redacted]			
宅地建物取引主任者	[Redacted]			

※ 印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



## 契約条項

### (契約の目的)

- 第1条 甲は、専ら事務所、倉庫の事業の用に供する頭書(1)「物件の表示」(以下「物件表示」という。)記載の建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的として、物件表示記載の土地(以下「本件土地」という。)に、乙のために、法第24条第1項に規定する借地権(以下「事業用借地権」という。)を設定する。
- 2 本契約により甲が乙のために設定する事業用借地権(以下「本件借地権」という。)は賃借権とする。
- 3 本件借地権には、法第3条から第8条まで、第13条及び第18条並びに民法第619条第1項の規定は適用されない。

### (建物の建築等)

- 第2条 乙は、本件土地に頭書(1)の物件表示の記載と異なる建物又は建物以外の構造物を建築してはならない。建築された建物又は建物以外の構造物を改築又は再築する場合も同様とする。
- 2 乙は、本件建物を、専ら事務所、倉庫の事業の用に供するものとし、その全部又は一部を居住の用に供してはならない。

### (存続期間)

- 第3条 本件借地権の存続期間は、頭書(2)記載のとおりとする。

### (賃料)

- 第4条 本件土地の賃料は、頭書(3)記載のとおりとする。ただし、1か月未満の期間については、日割計算によるものとする。
- 2 乙は、翌月分の賃料を、毎月月末日までに頭書(3)記載の方法により、甲に対して支払わなければならない。

### (敷金)

- 第5条 乙は、賃料、第15条に規定する遅延損害金その他本契約に基づいて生ずる一切の乙の債務を担保するため、本契約が成立したときに、甲に対し敷金として[ ]を預託しなければならない。
- 2 乙に賃料の不払いその他本契約に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、催告なしに敷金をこれらの債務の弁済に充当することができる。甲は、この場合には、弁済充当日、弁済充当額及び費用を乙に書面で通知する。乙は、甲より充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から7日以内に甲に対し敷金の不足額を追加して預託しなければならない。
- 3 本契約の終了に伴い、乙が本件土地を原状に復して甲に返還し、かつ、第14条第1項に規定する事業用借地権設定登記の抹消及び本件建物の滅失登記がなされた場合において、甲は、本契約に基づいて生じた乙の債務で未払いのものがあるときは敷金の額から当該未払債務の額を差し引いた額を、また、未払いの債務がないときは敷金の額を、それぞれ遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員には利息を附さないものとする。
- 4 前項の場合において、未払債務額を差し引いて敷金を返還するときは、甲は、敷金から差し引く金額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 5 乙は、本件土地を原状に復して甲に返還するまでの間、敷金返還請求権をもって甲に対する賃料

その他の債務と相殺することができない。

- 6 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第8条第2項に規定する場合については、この限りではない。
- 7 賃料が増額されたときは、敷金も賃料の増額の率と同率で増額されるものとする。この場合において、乙は、甲に対し、新たな敷金の額と従前の敷金の額の差額を追加して預託するものとする。

#### (土地の適正な使用)

第6条 乙は、善良な管理者の注意をもって本件土地を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

- 2 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行為を行ってはならない。
- 3 乙は、事業を営むに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 一 解約時、建物等は全て撤去し土地は更地（現況）に復帰して返還する。
  - 二 建物の、建築費、登記、諸税金の支払い、管理は全て借主（乙）とする。
  - 三

#### (建物の賃貸)

第7条 乙は、本件建物を第三者へ賃貸する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 当該第三者との賃貸借契約（以下この条において「建物賃貸借契約という」という。）が、本件借地権の満了の尅か月前に終了するものとする。
- 二 建物賃貸借契約において、法第38条（定期建物賃貸借）第1項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を定めること。
- 三 建物賃貸借契約の締結に先立ち、建物の賃借人に対し、法第38条第2項の規定による説明を行うこと。
- 四 建物賃貸借契約の期間が一年以上である場合は、法第38条第4項の通知期間内に、建物の賃借人に対し、期間の満了により建物賃貸借契約が終了する旨の通知をすること。

#### (借地権の譲渡、転賃)

第8条 乙は、第三者に、本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転賃しようとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 2 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、乙は本件借地権とともに甲に対する敷金返還請求権を当該第三者に譲渡するものとし、甲はこれを承諾する。

#### (土地の譲渡)

第9条 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

- 2 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、乙に対する敷金返還債務を当該第三者に承継させなければならない。

#### (承諾事項)

第10条 第8条第1項に規定する場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 一 本件建物又は本件建物以外の構造物についての物件表示記載の事項の変更（建築面積又は延床

面積の変更にあっては、1割以内の面積の増減を除く。)

## 二 本件土地の区画形質の変更

### (通知義務)

第11条 甲又は乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、直ちに、その旨を本契約の相手方に書面により通知しなければならない。

- 一 氏名若しくは名称、代表者又は住所若しくは主たる事業所の所在地を変更したとき。
- 二 合併又は分割が行われたとき。

### (契約の解除)

第12条 次の各号の一に掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りではない。

- 一 第2条第1項の規定に違反して本件土地に物件表示と異なる建物若しくは構造物を建築したとき又は同条第2項の規定に違反して本件建物の全部若しくは一部を居住の用に供したとき。
  - 二 第4条第1項に規定する賃料の支払を二か月以上怠ったとき。
  - 三 第5条第6項の規定に違反して、敷金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき。
  - 四 第6条各項の規定に違反する本件土地の使用を行ったとき。
  - 五 第7条各号に定めるところによらず本件建物を第三者へ賃貸したとき。
  - 六 第8条第1項に規定する承諾を得ないで、本件借地権を第三者に譲渡し又は本件土地を第三者に転貸したとき。
  - 七 第10条に規定する承諾を得ないで、同条各号に掲げる行為を行ったとき。
  - 八 その他本契約の規定に違反する行為があったとき。
- 2 乙について銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続きの開始の決定があったときは、甲は、直ちに本契約を解除することができる。前項但し書きの規定は、この場合における甲の解除について準用する。

### (原状回復義務)

第13条 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他乙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還しなければならない。

- 2 本件借地権が存続期間の満了によって消滅する場合には、乙は、期間満了3ヶ月前までに本件建物の取壊し及び本件建物の賃借人の退去等本件土地の返還に必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する本件土地の返還が遅延した場合には、乙は、遅延期間に応じ、本件土地の賃料の2倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

### (登記)

第14条 甲及び乙は、本契約を締結した後、遅滞なく、本件土地について事業用借地権設定登記をするものとする。

- 2 本契約が終了した場合には、甲及び乙は、事業用借地権設定登記を抹消するものとする。

### (遅延損害金)

第15条 乙は、本契約に基づき甲に対して負担する賃料その他の債務の履行を遅滞したときは、甲に対

して年150%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

**(契約費用等の負担)**

第16条 本契約締結に係る公正証書作成費用、本件借地権設定登記に係る登録免許税その他の諸費用は、甲及び乙がこれを折半して負担するものとする。

**(管轄裁判所)**

第17条 本契約に係る紛争に関する訴訟は、本件土地の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするものとする。

**(協議)**

第18条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、甲及び乙は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

**(更新に関する事項及び特約事項)**

第19条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

《生活 おぼえがき》

	使用者番号		連絡先
ガス	LPG- 都市G		△
電気	△	関西電力	△ 0792-92-3131
水道	△	水道局	△ " 21-2711

ガスの立会は必ず使用  
が立ち会うこと

☆ 鍵	
手渡日	年 月 日
玄関	本カギ
	スベア
物置	
散水栓	

☆火災（家財）保険の加入		
年	月	日から
年	月	日まで
保険料	¥	—

《解約通知 連絡先》

住所

氏名

TEL



- 退去時のカギの返還は契約時のカギを返却して下さい。
- 途中、紛失したり、了解なしに作成すると本カギ作成費用が負担になります。

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理番号	使途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費	
7	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  3--4-20 振込 *53,878 P 2117 (カ)	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明 53,878 - 10,571 円 円 (対象外経費) = 43,307 円 案分率

ゴトウ リウイロウ さまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0420872606

令和 3年 4月 20日 11:11現在

振込先	振込先	[REDACTED]		
	受取人名	リウイ (カ)		
	出金口座	[REDACTED]		
出金口座	振込依頼人	ゴトウ リウイロウ様		
	電話番号	[REDACTED]		
振込金額	合計引落金額	53,878円	振込金額	53,878円
			手数料	0円
依頼日 (資金引落日)	R 3. 4.20 (火)			
振込日	R 3. 4.20 (火)			

〒671-1111

# 請求書

姫路市広畑区北河原18-1



マルイチ株式会社



No. 1

営業本部

姫路市打越1452

五島壯一郎事務所 ㊟

御中

A018552-0000210331 -HIMEH3132010018210330

営業本部 TEL 079-266-1001 (代)

神戸支店 TEL 078-755-5701 (代)

神戸営業所 TEL 078-917-5552 (代)

阪神営業所 TEL 072-795-0850 (代)

下記の通りご請求申し上げます。

岡山支店 TEL 086-282-8666 (代)

津山営業所 TEL 0868-29-6950 (代)

鳥取営業所 TEL 0857-54-1318 (代)

米子営業所 TEL 0859-39-3601 (代)

東広島営業所 TEL 082-433-0140 (代)

21年 3月 31日 締

前月請求額	御入金額	値引・他	前月残高	当月売上高	消費税額	当月合計請求額
48,664	48,664	0	0	48,980	4,898	53,878

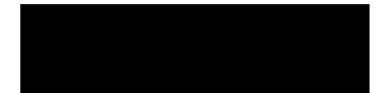
請求書 No. A01855221033130

請求内訳 (現場名)	金額	消費税	合計金額
(1001) 事務所<リース>	48,980	(10%) 4,898	53,878
御請求金額	48,980	4,898	53,878

長	営業担当	係

万一ご入金と行き違いの場合は、ご容赦願います。

[振込銀行]



弊社使用欄	01188
30230 I CLPHIH07	



# 請求明細書



現場名(1001)事務所<リース>

御中

21年 03月 31日締

営業本部

TEL 079-266-1001  
FAX 079-266-2994

品名	月日	伝票No.	納品数	戻り数	残数	期間			使用料・その他		基本料		備考
						(白)	(至)	日数	計算数	単価	金額	単価	
ユニットハウス403本体	2/28		1(5)			3/01	3/31	31	5	210	32550		
*次月繰越*					5								
ハウス用底1800	2/28		1(3)			3/01	3/31	31	3	30	2790		
*次月繰越*					3								
キッチンユニット(富)	2/28		1(1)			3/01	3/31	31	1	130	4030		
*次月繰越*					1								
ハウス用カギ	2/28		1(6)			3/01	3/31	31	6				
*次月繰越*					6								
											4650		
											4960		
*次月繰越*					1								

- 【区分】 1:繰越 5:使用不能 9:廻賃・作業  
 2:納品 6:減失 10:その他  
 3:返納 7:買取 11~14:住宅足場  
 4:修理 8:販売 16:工賃

長	営業担当	係

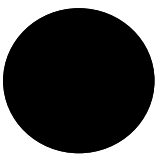
弊社使用欄

	使用料	基本料	運搬手数料	販売その他	計
小計	48,980				48,980
当月請求額	48,980				48,980

【伝票No.】 N: 納品伝票  
H: 返納伝票

C018552-1001210331 -H1MEH3132010018210330 1 CLPH1H08 01188  
30 2 30 01188

# 貸借基本契約書



## 賃貸借（レンタル）基本契約書

賃借人を甲、賃貸人を乙とし、建設用仮設資材等（以下「仮設材」という）の賃貸借（レンタル）に関し、賃貸借基本契約（以下「本契約」）を締結するものとする。本契約の締結の証として、本契約書を2通作成し、記名・捺印の上、各自1通ずつ所持するものとする。

### 第1条（目的）

乙は、その所有する仮設材を甲の発注に基づき継続的に甲に貸し渡し、甲はこれを借り受けるものとする。その場合の基本契約事項について、下記の条件によることを合意した。

### 第2条（本契約と個別契約への適用）

本契約は、契約成立期間中、甲乙の間に締結される一切の個別契約に適用されるものとする。個別契約は、本契約に優先し個別契約に記載のない事項については、本契約の定めるところによる。

### 第3条（個別契約）

- (1) 本契約に基づき、甲は乙と仮設材の種類・規格・設置場所・使用期間・引渡日・使用料・基本料・修理費・滅失料・運搬費・支払条件・その他の条件について取決めの上、賃貸借契約を申込みとする。
- (2) 個々の賃貸借契約は甲が前項にしたがって申込み（口頭による場合を含む）、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する（以下「個別契約」という。）  
但し、甲の工事現場責任者またはその代理人による申込みによっても成立する。

### 第4条（保証金）

- (1) 甲は本契約の締結と同時に乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を現金またはこれに代わるもので乙に支払うものとする。この保証金は、本契約及び個別契約上の乙に対する債務の履行の担保とし、無利子にて預かるものとする。
- (2) 乙は本契約及び個別契約が継続中であっても、甲の乙に対する債務不履行がある場合は、いつでも甲に対し何ら催告することなく、この保証金をもって弁済に充当することが出来るものとする。
- (3) 乙は、本契約ないし個別契約が終了したとき、甲の申し出に従い保証金の換算をおこない、残額を甲に返還するものとする。

### 第5条（基本料）

基本料は、乙の指定した場所における積込み、積降し、検収、安全点検及び一般整備などに要する費用を言い、賃貸借期間の長短及び使用の有無に係わらず、仮設材全品を対象とするものとする。乙は甲に対し、原則として仮設材の納入時に基本料を一括請求し、甲は乙に対し基本料を支払うものとする。

## 第6条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は、原則として仮設材を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日までとする。賃貸借期間は、最低限30日以上とし、30日未満の賃貸借期間であっても30日と見なして使用料等の計算を行うものとする。
- (2) 甲及び乙は、合意の上、賃貸借期間を延長することができる。甲及び乙の合意により賃貸借期間が延長された場合は、特段の合意の無い限り、甲は乙に対し、個別契約の定めるところに従い、使用料等を支払うものとする。

## 第7条 (支払方法)

賃貸料の支払方法は、別途甲乙が個別契約する単価によって、毎月 末 日締切にて乙が請求書を発行し、甲はこれを 翌月 末 日にて現金にて乙に支払うものとする。

## 第8条 (引渡及び返還)

- (1) 乙から甲への仮設材の引渡及び返還は、原則として乙の指定場所においておこなうものとする。
- (2) 甲は、前項の引渡を受けたときは、速やかに仮設材の数量・規格等を検収し、使用前に仮設材に瑕疵が無い事を確認するものとする。万が一、仮設材に数量・規格等に不適合があった場合は、直ちに乙に通知しなければならない。通知のない場合は、適格な仮設材が引き渡されたものとみなし、乙は取替、損害賠償等の責任を負わないものとする。

## 第9条 (使用方法)

甲は、善良なる管理者の注意をもって仮設材を保管し、関連法令を守り、本来の用法に従い、適切な使用基準に基づき使用しなければならない。

甲は、仮設材の管理上もしくは使用に起因する一切の人的又は物的損害に対し、責任を負うものとする。

## 第10条 (立入・報告)

- (1) 乙は、いつでも甲の仮設材の設置・使用現場ないし保管場所に立入をおこない、仮設材を点検することができる。
- (2) 乙は甲に対し、いつでも仮設材の設置・使用状況ないし保管状況につき、報告を求める事が出来る。
- (3) 甲は、第三者が仮設材に対し、仮差押え、差押え、仮処分をおこなったり、権利を主張したときは、直ちに乙にその旨を報告するとともに、第三者や執行官等に対し仮設材が乙の所有する物であることを説明し、仮設材の保全に努めなければならない。

## 第11条 (損害賠償)

- (1) 甲は、原因の如何、過失の有無を問わず、仮設材を破損したり、あるいは紛失したりして、乙に返還できないときは、個別契約に定める滅失料相当額を支払わなければならない。代替品の返還はこれを認めない。

- (2) 甲が仮設材に修復不可能な損壊を与えたときは、個別契約に定める修理費相当額を支払わなければならない。
- (3) 甲は賃貸料その他本件契約に基づく金銭債務に不履行があったときは、弁済すべき金額に対し、支払期日の翌日から弁済日まで、年15%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

#### 第12条 (通知義務)

甲乙は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方に通知するものとする。

- 1、甲は仮設材について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
- 2、住所・代表者を変更したとき。
- 3、事業の内容に重要な変更があったとき。
- 4、物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき。

#### 第13条 (禁止事項)

甲は、乙の書面による事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為をすることが出来ないものとする。

- 1、個別契約の定める機材の保管・使用場所を変更すること。
- 2、物理的な変更を加えたり、機能や品質を変化させる行為を行うこと。
- 3、仮設材を本来の用途以外に使用すること。
- 4、個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、第三者に転貸すること。
- 5、仮設材について、質権・抵当権、譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。

#### 第14条 (契約解除)

甲が、次の各号の一つに該当した時は、乙に何ら催告する事なく、本契約を解除する事ができる。

- 1、甲が使用料等の支払いを怠ったとき。
- 2、甲が、本契約及び個別契約のいずれかの条項に違反したとき。
- 3、甲が、差押・仮差押・仮処分・競売・租税の滞納処分・その他公的な処分を受けたり、会社整理・会社更生・破産・民事再生の申立を自ら行いあるいは申し立てされたとき。
- 4、甲が監督官庁より営業停止、又は、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。

#### 第15条 (契約解除時の処置)

- (1) 前条により本契約ないし個別契約が解除されたときは、当然に甲は期限の利益を失い、甲は乙に対する債務を一括弁済しなければならないものとし、弁済期日の如何を問わず、乙は甲に対する債務と甲の乙に対する債務を相殺することが出来るものとする。
- (2) 乙は甲に貸し渡した仮設材を甲の保管場所ないし設置・使用場所から回収することが出来、その引取に要した費用は、甲が負担するものとする。

第16条 (契約期間)

本契約の有効期限は、平成27年 7月 30日から1年とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかより解約の意思表示のない限り、本契約は自動的に1か年継続されるものとし、以後も同様とする。

第17条 (管轄裁判所)

本契約及び個別契約について甲乙の間で紛争が生じたときは、神戸地方裁判所姫路支部を管轄する裁判所とする。

第18条 (その他)

本契約に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成27年 7月 30日

(甲) 〒671-1111

姫路市広畑区北河原町18-1

五島壮一郎

(乙)

姫路市青山三丁目10番7号

マルイ株式会社

代表取締役



領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	<p>本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである</p> <p>3--4-12 振替 *27,616 ドット</p> <p><b>領 収 書</b>  Receipt _____様  領収年月日 2021-4.19  金額 ￥1,170 (消費税等込み)  購入内容 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 元町駅 券B02発行 伝票番号：54664</p>	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 別紙 政務活動報告書 のとおり</p> <p>案分率 27,616円 - 23,896円 = 3,720円 (対象外経費) (ETC利用料) JR計 3,510円</p> <p>合計 7,230円</p>
	<p><b>領 収 書</b>  Receipt _____様  領収年月日 2021-4.19  金額 ￥1,170 (消費税等込み)  購入内容 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 美賀保駅 券A02発行 伝票番号：17536</p>	<p><b>領 収 書</b>  Receipt _____様  領収年月日 2021-4.23  金額 ￥1,170 (消費税等込み)  購入内容 JR乗車券類 JR tickets</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社 美賀保駅 券A01発行 伝票番号：16440</p>





ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
[Redacted Content]										
<お支払い金額総合計>						27,616				

株式会社NTTドコモ  
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。  
dカードセンター 0120-300-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)  
※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。  
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)  
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)  
ホームページ <https://d-card.jp/>

(添付様式7-2)

### 活動報告書(登庁調査)

議員名	五島 壮一郎
-----	--------

令和3年 4 月分

日付	整理 番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
2/4	4-14	一般質問準備、政務活動費報告書作成	1,860	ETC
2/10		政調理事会、議員団総会	1,860	ETC
4/19		議員団総会	2,340	英賀保 ⇔ 元町
4/23		政務活動費報告書作成	1,170	英賀保 → 元町


※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	<p>本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである</p>  <p><b>夢前S.S.</b></p> <p>※内品書 (領収書)</p> <p>いつもご利用ありがとうございます</p> <p>平野石油株式会社 夢前S S 兵庫県姫路市広畑区西夢前台5-238 TEL:079-236-4058 SS-51401</p> <p>2021年04月25日 14:11 伝票No.4872 通番0511</p> <p>VISA 様 お買上 VISA</p> <p>0200 レギュラー P02 ¥6465 数量 45.21(L) 単価 @143</p> <hr/> <p><b>合計 ¥6,465</b> (内消費税10%(対象 ¥6465) ¥588) 承認No.0000002762 処理通番 05440 端末番号:658530000000 ICサイン ATC:0010 カードシークス番号:01 APL:VISACREDIT AID:A0000000031010 担当: 2669-2672 01 2021/04/25</p> <p>レシートを折りたたんで保管の際は 印字面が内側になる様にお願いします</p>	<p>共通案分率 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p>



# リー 契約お申込みの内容

内はお客様です。黄色箇所内は売主記入欄です。

お客様が申込まれる会社(債主) **NTTファイナンス株式会社**  
 本社:東京港区港南1-2-70 副川シーズテラス  
 URL: <http://www.ntt-finance.co.jp>

物件No. 〒 ( )	部署名 TEL
物件No. 〒 ( )	部署名 TEL

メーカー名・商品名・型式	数量
① zero73 DocuCentre-VI C2264	1
②	
③	
④	
⑤	

**お申込み上のご注意**

- 中途解約はできません。やむを得ない場合は、リース物件の返還と下記の解約金相当額のお支払いが必要となります。
- NTTファイナンス㈱に無断でリース物件の処分をすることはできません。
- リース期間の満了にあたっては、下記再リース料により再リース(物件の継続使用)していただくか、お客様費用負担によりリース物件を返還していただきます。

リース料の初回お支払日	20 年 月 日
初回お支払リース料	初回のお支払いのみ2ヶ月分となります。
お支払予定表送付先	1.申込者住所 2.物件設置場所
月額リース料 ※1回あたり消費税別	7 / 8 200 円
再リース料(年間)	年間リース料 × 1/10(年間一括払い)
解約金	総リース料 - 支払済リース料

※お申込人(お客様)が営業用を使用するためにお申込みいただく場合は、クーリングオフは適用されません。  
 ※お客様の料金サービスのご利用状況により、ご請求日が変わる場合がございます。

**お客様へのお願い**

- 契約成立後はこの裏面が契約の内容を明らかにした裏面となります。なお、契約番号、契約日、開始日、初回お支払日等は後日送付する「お支払予定表」にてご確認ください。
- 3枚目が「物件借受書」になっておりますので、お客様が自筆のうえ捺印をお願いいたします。なお、契約日、工事予定日、借受日は未記入とし、後日売主・売主代理店、またはNTTファイナンス㈱が確認し、記入いたします。

万一物件の故障・事故発注の場合は、下記売主または売主代理店までご連絡ください。

住所 売主 <b>兵庫 姫路市北今宿1丁目9番13</b>	住所 売主代理店
代表者名 <b>キンキテレコム株式会社</b>	代表者名
電話番号 <b>電話(079)295-12</b>	電話番号
担当者	担当者

※この申込書の裏面がお申込み内容となります。両面ともよくお読みのうえ、本枠内にボールペンで強くご記入ください。

お申込日 **20 年 月 日**

会社住所 〒 姫路市広畑区北河原町1-1	会社TEL <b>079-239-5881</b>
フリガナ <b>ゴトウ リクケイ シムシロ</b>	担当者 <b>兵衛 政</b>
会社名(印) <b>五島 江一郎事務所</b>	従業員数 <b>3</b> 人
役職名 <b>五島 江一郎</b>	営業内容 <b>兵庫県政</b>
代表者名 <b>五島 江一郎</b>	設立(創業) 大・中・平(西暦) 年 月 日
私は「個人情報」の取扱いに関する同意事項を確認のうえ、本契約を申込みます。	最近の売上高 1.上場 2.非上場 百万円
	資本金等 大・中・平(西暦) 年 月 日
	生年月日 <b>57年 6月 27日</b>
	自宅TEL
	携帯TEL
	代表者住所 1.自己所有(ご家族所有) 2.その他( )
	居住年数 <b>18</b> 年
	同居家族 <b>2</b> 人
	配偶者 <b>無</b>

フリガナ	申込者ごとの欄
代表者名	1.代表者 2.役員 3.その他( )
私は「個人情報」の取扱いに関する同意事項を確認のうえ、連帯保証人になります。	居住年数
	同居家族
	配偶者

フリガナ	申込者ごとの欄
代表者名	1.自己所有(ご家族所有) 2.その他( )
私は「個人情報」の取扱いに関する同意事項を確認のうえ、連帯保証人になります。	居住年数
	同居家族
	配偶者

フリガナ <b>ゴトウ リクケイ</b>	フリガナ <b>五島 江一郎</b>
代表者名	代表者名
電話料金請求書をご確認のうえ、売名がお申込人と異なる場合は、ご署名をご捺印ください。ご記入後、3枚目にご捺印願います。	電話料金請求書をご確認のうえ、売名がお申込人と異なる場合は、ご署名をご捺印ください。ご記入後、3枚目にご捺印願います。
電話料金請求書	電話料金請求書

お支払方法  
①口座振替  
②電話料金合算請求

# リース契約お申込みのP 7

お申込人(以下借主という。)は、表記売主(以下売主という。)から、借主が引渡しを受ける表記記載のリース物件(以下物件という。)について、NTTファイナンス株式会社(以下貸主という。)との間で、表記及び次の条項に基づきリース契約を締結することに同意します。

**第1条(契約の成立)** 本契約は、借主の申込みを受けた貸主が所定の手続きにより承諾した日をもって成立するものとします。

**第2条(リース期間及び中途解約の禁止)** 1.リース期間は表記記載のとおりとし、第5条に定めるリース期間開始日から起算します。2.借主は、リース契約成立日からリース期間終了日までは本契約を解約しないものとします。

**第3条(リース料及び支払方法)** 1.借主は、表記記載のリース料を表記記載の方法により支払います。2.借主は、リース期間中において、事由の如何を問わず、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、貸主に対するリース料の支払いを免れません。

**第4条(電話料金合算請求)** 借主がリース料の支払方法として電話料金合算請求を選択した場合、借主は、次の事項を承諾するものとします。(1)貸主が表記記載のリース料の請求及び受領を東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(以下総称してNTT東西という。)または第三者に委託する場合があります。リース料を貸主またはNTT東西が請求する(以下総称してNTT東西という。)または第三者に委託する場合は、リース料の支払期日は貸主またはNTT東西の発行する電話料金請求書等に記載された指定日となること。(2)貸主またはNTT東西の請求する(電話料金と合算することができない)事由が生じた場合、貸主が別途定める請求方法によりリース料を支払うこと。(3)借主の利用する料金サービス等により、電話料金の支払日が変更となった場合、変更後の電話料金請求日にリース料を合算すること。(4)電話料金の支払者が借主本人と異なる場合であっても、借主は本契約に基づく債務を一切負わないこと。電話料金の支払者との間で借主が紛争が生じた場合、借主がこれを引受け、借主の責任と負担においてこれを解決するとともに貸主に生じた一切の損害を賠償すること。

**第5条(物件の検査)** 1.借主は、売主から物件の納入、取付を受けた後、直ちに、物件が完全な状態で引き渡されたことを検査します。貸主は借主が予め記名捺印をした物件借受書を受領後、直ちに物件の検査完了後、借主は借主に代わる親族、従業員等)に対して電話または面談等の方法により、物件の検査完了の事実確認を行うものとし、事実確認完了後、借主の検査完了の日を受付日として物件借受書に記載するものとします。この受付日をもって物件が借主に瑕疵なく引渡されたものと見做し、当該日をリース期間開始日とします。2.借主は、物件に瑕疵(隠れた瑕疵を含む。)があった場合もしくは物件の選択または決定に際し借主に錯誤があった場合、売主との間で解決し、借主に代わって一切の責任を追及しません。また、これを理由として本契約を解除、変更しません。3.借主が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、貸主が催告を要せず通知のみで本契約を解除しても、借主は異議が無いものとします。この場合、借主は、貸主または売主の被った損害を賠償するものとします。

**第6条(リース物件の表示)** 貸主は、貸主が物件の所有権を有する旨の標識(以下貸主の所有権標識という。)を物件に貼付することができるものとします。また、借主は貸主から要求があったときは、物件に貸主の所有権標識を貼付します。

**第7条(物件の保管・使用・保守)** 借主は、物件の保管及び使用にあたり善良な管理者としての注意義務を負うとともに、次の事項を遵守します。(1)物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう保守・点検・整備を行うものとし、物件が損傷を受けた場合にはその原因の如何にかかわらず修繕・修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、貸主は何らの責も負わないものとします。(2)第三者に対する物件の譲渡・担保・転貸、設置場所の変更など、貸主の所有権を侵害するようないかなる行為も一切行いません。ただし、事前に貸主の書面による承諾を受けたものは除きます。(3)第三者が物件について、権利を主張したり、保全処分や強制執行などにより貸主の権利を侵害した場合、またはそのおそれがあるような場合は、直ちにその旨を貸主に通知するとともに、契約書等を提示し、物件が貸主の所有であることと主張、証明してその排除に努めます。また、貸主が行う行為の排除のための行為に要する費用を負担し、かつ貸主に協力しその指示に従います。(4)事前に貸主の承諾なくして物件に他の動産を付着させ、または改造、性能・品質等の原状の変更を行わないこととします。(5)前号の事由が生じた場合、貸主の請求があったときは借主は無償でその効果物件に帰属させることとします。

**第8条(危険負担)** 1.物件の返還までに生じた盗難、火災、風水害、地震その他借主貸主いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損等一切の危険は借主が負担します。2.物件が盗難にあいもしくは滅失または修理不能となった場合(貸主の所有権の侵害を含む。)は、借主は表記記載の解約損害金(以下解約金という。)を直ちに貸主に支払うものとし、この支払いをもって本契約は終了します。ただし、貸主が第9条の保険金を受領したときは、借主は保険金相当額を限度にその支払いを免除されるものとします。3.本契約が物件の借換(グレードアップ)に基づく契約である場合、前項による保険金受領の有無にかかわらず、借主は、借換部分の解約金(旧契約の解約金)を貸主に支払うものとします。

**第9条(物件の保険)** 1.貸主は、第2条のリース期間中(第13条に基づく再リース期間中は除く。)、物件について貸主を被保険者とする貸主所定のリース総合保険(地震、電氣的・機械的の事故及び保険約款に定める免責条項に該当する事故、PHS対応コードレス電話機の盗難事故及びリース料に旧契約の解約金が含まれる場合のその解約金相当分は不担保。)を付保します。2.物件に保険事故が発生した場合は、借主は直ちにその旨を貸主または売主に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を貸主または売主に提出します。この場合、貸主が保険金を受け取るものとし、借主が損傷した物件の修理を行い、費用を負担したときは、貸主は受け取った保険金額を限度にこの費用を借主に交付します。

**第10条(通知事項)** 1.借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、遅滞なく書面をもって貸主に通知するものとします。(1)名称または商号、会社組織・種類、代表者、住所等を変更したとき。(2)補助、佐佐もしくは後見開始の審判を受けたとき、または既に受けているとき、あるいは任意後見監督人が選任されたとき、または既に選任されているとき。(3)前号に基づく通知、届出に取消、変更等が生じたとき。2.本契約に關し貸主が借主または連帯保証人に対して発した書面であって、表記記載または前項により通知を受けた借主または連帯保証人は、不審または延滞によって生じた損害は不利益を貸主に対し主張することはできません。

通常到達すべきときに到達したものとみなし、借主または連帯保証人は、不審または延滞によって生じた損害は不利益を貸主に対し主張することはできません。

**第11条(遅延損害金)** 借主が本契約に基づき支払いを遅延したときは、借主は支払うべき日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて、支払うべき金額に対し、年利14.5%の割合による遅延損害金を貸主に支払います。

**第12条(契約の解除と解除時の措置)** 1.借主が次の各号の一つにでも該当したときは、貸主からの通知により借主は本契約に基づき期限の利益を失ひ、リース料残額全部を直ちに貸主に支払います。(1)リース料の支払いを1回でも怠ったとき。(2)本契約の条項の一つでも違反したとき。(3)手形もしくは小切手の不渡りを1回でも発生させたとき。(4)地支払いを停止したとき。(5)差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てもしくは公租公課の保全差押または滞納処分を受け、または破産、民事再生手続、特別清算、会社更生、特定調停の申立てがあったとき。(6)物件について必要な保全行為をしないとき。(7)事業を廃止または解散し、もしくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。(8)本契約以外の貸主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。(9)第20条第1項各号のいずれかに該当し、または第20条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。(10)その他借主の信用状態が著しく悪化したとき、または、そのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。2.借主が前項各号の一つにでも該当した場合には貸主は催告を要せず通知により本契約を解除することができます。3.前項に基づき貸主が本契約を解除したときは、貸主は借主にリース料残額全部と第11条に定める遅延損害金の即時支払と物件の返還を求めるとします。

**第13条(再リース)** 借主は、第2条のリース期間満了後、本契約をさらに1年間更新(再リース)するかまたは、終了するかの選択ができるものとします。本契約を終了するときは、そのリース期間満了の2ヶ月前までに貸主に対し書面を終了の申し出をするものとします。この申し出がない限り、本契約は表記記載の再リース料をもって、その他は本契約と同一条件(ただし、第9条の保険を除く。)で自動的に再リースされるものとし、借主は貸主からの請求により再リース料を貸主に支払います。ただし、貸主がこの更新をしない旨の意思表示をしたとき、または借主が所定の期限までに再リース料を支払わないときは、本契約は終了し、借主は第14条に従い物件を貸主に返還します。

**第14条(物件の返還)** 1.第8条により本契約が終了した場合、もしくは第12条または第13条により物件を返還する場合は、借主は直ちに借主の責任において物件を原状に回復(リース期間中及び再リース期間中に付加したコンピュータデータ等の情報の消去を含む。)し、かつ、貸主の指定する日までに貸主の指定する場所に返還するものとします。なお、これに要する一切の費用は借主が負担するものとします。2.前項にかかわらず物件の返還が遅れた場合、借主は、遅延日数に応じてリース料相当額を損害金として貸主に支払うものとし、引き続き本契約に定められたすべての義務を履行します。

**第15条(連帯保証人予定者)** 1.連帯保証人予定者は、借主と連帯して本契約及び第13条による更新後のリース契約に基づき借主の一切の債務を保証し、債務履行の責を負うものとします。2.連帯保証人予定者が本契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人予定者は貸主の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できます。また、連帯保証人予定者は、貸主がその割合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

**第16条(貸主の権利等の譲渡)** 借主は、借主の承諾を要しない金融機関その他の第三者に対して本契約に基づく権利の全部または一部を担保に入れ、または譲渡することができます。

**第17条(相殺の禁止)** 借主は、本契約に基づき貸主に對し負担する債務を貸主または貸主の承継人に対する借主の債権をもって相殺しません。

**第18条(費用負担等)** 1.本契約の締結に關する費用及び本契約に基づく借主の債務履行に關する一切の費用は借主の負担とします。2.固定資産税は貸主が負担します。ただし、リース期間中に固定資産税が増額された場合は、借主はその増額分を貸主の請求によりリース料とは別に貸主に支払います。3.借主は、税法所定の税率によりリース料に対し課される消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)を各回リース料に付加して貸主に支払います。4.固定資産税及び消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課され、または課されることのある公租公課は、名称の如何にかかわらず借主が負担します。5.借主は、前項により公租公課を貸主が納めることになった場合は、その納付の前後にかかわらず、貸主の請求により直ちにこれをリース料とは別に貸主に支払います。

**第19条(合意管轄裁判所)** 借主、貸主及び連帯保証人は、本契約について訴訟の必要が生じた場合は、貸主の本店を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

**第20条(反社会的勢力の排除)** 1.借主及び連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。(1)自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを個別にまたは総称して暴力団員等という。)であること。(2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。(3)自らの行う事業に關し、暴力団員等の威力を利用して、財産上の不当な利益を営む目的で暴力団員等を利用して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしておりと認められること。(4)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。2.借主及び連帯保証人は、自らまたは第三者をして次に掲げる行為を行わないことを確約します。(1)貸主に対する暴力的な要求行為(2)貸主に対する法的な責任を超えた不当な要求行為(3)貸主に対する脅迫的言辭または暴力的行為(4)風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、貸主の信用を毀損し、または貸主の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ずる行為。3.第1項または第2項に違反する事実が判明したときは、借主は、その旨を直ちに書面に貸主に通知するものとします。

五島 壮一郎 (五島壮一郎事務所) 様

(郵便物滞付先)

〒541-0046

大阪府大阪市中央区平野町2-3番7号 アーバンエース北浜ビル  
 NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先関西支店  
 INFORMATION 06-6233-5506



0217 001696 A00610#

## お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号(管理番号)	代表物件名	取引種類	契約日	開始日	満了日
F50007331-19-04557(00000)	ゼロックス複合機 DocuCentre-VIC2264	リース	2020年01月22日	2020年02月14日	2025年02月13日

リース料 消費税等(別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
852,000 85,200	***** *****	937,200	***** *****	59回

引落金融機関	預金種別	口座番号	口座名義人
〃	普通預金	〃	ゴトウ カイゴ

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税等(別掲)	消費税等(別掲)	お支払金額 消費税等(別掲)	備考
1	2020/02	2020/03/25	口座振替	28,400 2,840	0 0	28,400 2,840	
2	2020/04	2020/04/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
3	2020/05	2020/05/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
4	2020/06	2020/06/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
5	2020/07	2020/07/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
	2020/08	2020/08/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
7	2020/09	2020/09/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
8	2020/10	2020/10/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
9	2020/11	2020/11/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
10	2020/12	2020/12/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
11	2021/01	2021/01/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
12	2021/02	2021/02/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
13	2021/03	2021/03/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
14	2021/04	2021/04/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
15	2021/05	2021/05/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
16	2021/06	2021/06/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
17	2021/07	2021/07/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
18	2021/08	2021/08/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
19	2021/09	2021/09/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
20	2021/10	2021/10/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
21	2021/11	2021/11/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備 考
22	2021/12	2021/12/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
23	2022/01	2022/01/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
24	2022/02	2022/02/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
25	2022/03	2022/03/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
26	2022/04	2022/04/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
27	2022/05	2022/05/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
28	2022/06	2022/06/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
29	2022/07	2022/07/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
30	2022/08	2022/08/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
31	2022/09	2022/09/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
32	2022/10	2022/10/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
33	2022/11	2022/11/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
34	2022/12	2022/12/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
35	2023/01	2023/01/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
36	2023/02	2023/02/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
37	2023/03	2023/03/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
38	2023/04	2023/04/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
39	2023/05	2023/05/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
40	2023/06	2023/06/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
41	2023/07	2023/07/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
42	2023/08	2023/08/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
43	2023/09	2023/09/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
44	2023/10	2023/10/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
45	2023/11	2023/11/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
46	2023/12	2023/12/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
47	2024/01	2024/01/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
48	2024/02	2024/02/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
49	2024/03	2024/03/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
50	2024/04	2024/04/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
51	2024/05	2024/05/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
52	2024/06	2024/06/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
53	2024/07	2024/07/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
54	2024/08	2024/08/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
55	2024/09	2024/09/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
56	2024/10	2024/10/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
57	2024/11	2024/11/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
58	2024/12	2024/12/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
59	2025/01	2025/01/25	口座振替	14,200 1,420	0 0	14,200 1,420	
							以下余白



# リース契約お申込みの内容

お申込日 2020年 / 月 / 日 ※この申込書の裏面がお申込み内容となります。両面ともよくお読みのうえ、太枠内にボールペンで強くご記入ください。

会社所在地 〒671-1111 姫路市広畑区北河原町1-1	会社TEL 079-239-5841	担当者 兵庫昇政	従業員数 3人
フリガナ フリガナ	設立(創業) 大・中・平(西暦) 年 月 日	最近1年商 百万円	資本金等 1.上場 2.非上場 百万円
会社名(英字) 五島 江一郎事務所	代表者 五島 江一郎	生年月日 大・中・平(西暦) 59年 6月 27日	自宅TEL 携帯TEL
代表者住所 〒	代表者住所 1.自己所有(ご家族所有) 2.その他( )	居住年数 18年	ご家族人数 2人

フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名
ご住所	ご住所	ご住所
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名
ご住所	ご住所	ご住所
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名
ご住所	ご住所	ご住所

フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名
ご住所	ご住所	ご住所
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名
ご住所	ご住所	ご住所

①お取引金融機関  
フリガナ  
五島 江一郎

②電話料金合算請求  
フリガナ  
五島 江一郎

③お座振番  
フリガナ  
五島 江一郎

④電話料金合算請求  
フリガナ  
五島 江一郎

お客様が申込まれる会社(貴主) NTTファイナンス株式会社  
NTTファイナンス株式会社  
本社:東京都港区港南1-2-70 8111シーズンステラス  
URL: http://www.ntt-finance.co.jp

物件No. ( )	物件No. ( )
TEL ( )	TEL ( )

メーカー名・商品名・型式	数量
① NTT UTM SS 5000 V Std 6U (N)	1
②	
③	
④	
⑤	

**お申込み上のご注意**

- 中途解約はできません。やむを得ない場合は、リース物件の返還と下記の解約金相当額のお支払いが必要となります。
- NTTファイナンス側に無断でリース物件の処分をすることはできません。
- リース期間の満了にあたっては、下記再リース料により再リース(物件の継続使用)していただくか、お客様費用負担によりリース物件を返還していただきます。

リース料の初回お支払日 20 年 月 日

初回お支払リース料 初回のお支払いのみ2ヶ月分となります。

お支払予定表送付先 1.申込者住所 2.物件設置場所

月額リース料 712100円 リース期間 60ヶ月

再リース料(年額) 年間リース料 × 1/10(年額一括前払い) 解約金 総リース料 - 支払済リース料

役務提供日:リース契約お申込みの内容(お客様控)裏面記載の契約条項に定める物件の届受日

※お申込人(お客様)が営業用を使用するためにお申込みいただく場合は、クーリングオフは適用されません。

※お客様の料金サービスのご利用状況により、ご請求日が変わる場合がございます。

**お客様へのお願い**

- 契約成立後はこの裏面が契約の内容を明らかにした書面となります。なお、契約書、契約日、開始日、初回お支払日等は後日送付する「お支払予定表」にてご確認ください。
- 3枚目が「物件受量」になっておりますので、お客様が自署のうえ捺印をお願いいたします。なお、契約日、工事予定日、借受日は未記入とし、後日売主・売主代理店、またはNTTファイナンス側が確認し、記入いたします。

万一物件の故障・事故発生の場合は 下記売主または売主代理店までご連絡ください。

売主 兵庫県姫路市北今宿1丁目9番13号  
キテレコム株式会社  
電話(079)295-121

住所 売主代理店  
代表者名  
電話番号

# リース契約お申込みの内 容

## 内容

お申込人(以下借主という。)は、表記売主(以下売主という。)から、借主が引渡しを受ける表記記載のリース物件(以下物件という。)について、NTTファイナンス株式会社(以下貸主という。)との間で、表記及び以下の条項に基づきリース契約を締結することに同意します。

**第1条(契約の成立)** 本契約は、借主の申込みを受けた貸主が所定の手続きにより承諾した日をもって成立するものとします。

**第2条(リース期間及び中途解約の禁止)** 1.リース期間は表記記載のとおりとし、第5条に定めるリース期間開始日から起算します。2.借主は、リース契約成立日からリース期間終了日までは本契約を解約しないものとします。

**第3条(リース料及び支払方法)** 1.借主は、表記記載のリース料を表記記載の方法により支払います。2.借主は、リース期間中において、事由の如何を問わず、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、貸主に対するリース料の支払いを免れません。

**第4条(電話料金合算請求)** 借主がリース料の支払方法として電話料金合算請求を選択した場合、借主は、次の事項を承諾するものとします。(1)貸主が表記記載のリース料の請求及び受領を東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(以下総称してNTT東西という。)または第三者に委託する場合があります。リース料を貸主またはNTT東西が請求する電話料金と合算して請求すること。また、リース料の支払期日は貸主またはNTT東西の発行する電話料金請求書等に記載された指定日となること。(2)貸主またはNTT東西の請求する電話料金と合算することができない事由が生じた場合、貸主が別途定める請求方法によりリース料を支払うこと。(3)借主の利用する料金サービス等により、電話料金の支払日が変更となった場合、変更後の電話料金請求日にリース料を合算すること。(4)電話料金の支払者が借主本人と異なる場合であっても、借主は本契約に基づく債務を一切免れないこと。電話料金の支払者との間で紛議が生じた場合、借主がこれを引受け、借主の責任と負担においてこれを解決することにも貸主に生じた一切の損害を賠償すること。

**第5条(物件の検査)** 1.借主は、売主から物件の納入・取付を受けた後、直ちに、物件が完全な状態で引き渡されたことを検査します。貸主は借主が予め記印した物件借受書に直ちに捺印し、借主(または借主に代わる親族、従業員等。)に対して電話または面談等の方法により、物件の検査完了の事実確認を行うものとし、事実確認完了後、借主の検査完了日を借受日として物件借受書に記載するものとします。この借受日をもって物件が借主に瑕疵なく引渡されたものとし、当該日をリース期間開始日とします。2.借主は、物件に瑕疵(隠れた瑕疵を含む。)があった場合もしくは物件の選択または決定に際し借主に錯誤があった場合、売主との間で解決し貸主に対しては一切の責任を追及しません。また、これを理由として本契約を解除、変更しません。3.借主が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたときは、貸主が催告を要せず通知のみで本契約を解除しても、借主は異議が無いものとします。この場合、借主は、貸主または売主の被った損害を賠償するものとします。

**第6条(リース物件の表示)** 貸主は、貸主が物件の所有権を有する旨の標識(以下貸主の所有権標識という。)を物件に貼付することができるものとし、また、借主は貸主から要求があったときは、物件に貸主の所有権標識を貼付します。

**第7条(物件の保管・使用・保守)** 借主は、物件の保管及び使用にあたり善良な管理者としての注意義務を負うとともに、次の事項を遵守します。(1)物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう保守・点検・整備を行うものとし、物件が損傷を受けた場合にはその原因の如何にかかわらず修繕・修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、貸主は何らの責も負わないものとします。(2)第三者に対する物件の譲渡・担保差入・転貸、設置場所の変更など貸主の所有権を侵害するような行為は一切行いません。ただし、事前に貸主の書面による承諾を受けたものは除きます。(3)第三者が物件について、権利を主張したり、保全処分や強制執行などにより貸主の権利を侵害した場合、またはそのおそれがあるような場合は、直ちにその旨を貸主に通知するとともに、契約書等を提示し、物件が貸主の所有であることを主張、証明してその排除に努めます。また貸主が行う侵害行為排除のための行為に要する費用を負担し、かつ貸主に協力しその指示に従います。(4)事前に貸主の承諾なくして物件に他の動産を付着させ、または改造、性能・品質等の原状の変更を行わないこととします。(5)前号の事由が生じた場合、貸主の請求があったときは借主は無償でその効果を物件に帰属させることとします。

**第8条(危険負担)** 1.物件の返還までに生じた盗難、火災、風水害、地震その他借主が引受けする責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損等一切の危険は借主が負担します。2.物件が盗難に会いもしくは滅失または修理不能となった場合(貸主の所有権を侵害するものを含む。)は、借主は表記記載の解約損害金(以下解約金という。)を直ちに貸主に支払うものとし、この支払いをもって本契約は終了します。ただし、貸主が第9条の保険金を受領したときは、借主は保険金相当額を限度にその支払いを免除されるものとします。3.本契約が物件の借換(グレードアップ)に基づく契約である場合、前項による保険金受領の有無にかかわらず、借主は、借換部分の解約金(旧契約の解約金)を貸主に支払うものとします。

**第9条(物件の保険)** 1.貸主は、第2条のリース期間中(第13条に基づく再リース期間中は除く。)、物件について貸主を被保険者とする貸主所定のリース総合保険(地震、電気的・機械的事故及び保険約款に定める免責条項に該当する事故、PHS対応コードレス電話機の盗難事故及びリース料に旧契約の解約金が含まれる場合のその解約金相当分は不担保。)を付保します。2.物件に保険事故が発生した場合は、借主は直ちにその旨を貸主または売主に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を貸主または売主に提出します。この場合、貸主が保険金を受け取るものとし、借主が賠償した物件の修理を行い、費用を負担したときは、貸主は受け取った保険金額を限度にこの費用を借主に交付します。

**第10条(通知事項)** 1.借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、遅滞なく書面をもって貸主に通知するものとします。(1)名称または商号、会社組織・種類、代表者、住所等を変更したとき。(2)補助、保佐もしくは後見開始の審判を受けたとき、または既に受けているとき、あるいは任意後見監督人が選任されたとき、または既に選任されているとき。(3)前号に基づき通知、届出に取消、変更等が生じたとき。2.本契約に關し貸主が借主または連帯保証人に対して発した書面であって、表記記載または前項により通知を受けた借主または連帯保証人は、

常に到達すべきときに到達したものとみなし、借主または連帯保証人は、不着または定着による遅延は不利を貸主に対し主張することはできません。

**第11条(遅延損害金)** 借主が、前項に基づき支払いを遅延したときは、借主は支払うべき日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて、支払うべき金額に対し、年利14.5%の割合による遅延損害金を貸主に支払います。

**第12条(契約の解除と解除時の措置)** 1.借主が次の各号の一つにでも該当したときは、貸主からの通知により借主は本契約に基づく期限の利益を失い、リース料残額全部を直ちに貸主に支払います。(1)リース料の支払いを1回でも怠ったとき。(2)本契約の条項一つでも違反したとき。(3)手形もしくは小切手の不渡りを1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。(4)差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て、もしくは公租公課の保全差押または滞納処分を受け、または破産、民事再生手続、特別清算、会社更生、特定調停の申立てがあったとき。(5)物件について必要な保全行為をしないとき。(6)事業を廃止または解散し、もしくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。(7)本契約以外の貸主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。(8)第20条第1項各号のいずれかに該当し、または第20条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。(9)その他借主の信用状態が著しく悪化し、もしくは、そのおそれがあることと認められる相当の理由があるとき。2.借主が前項各号の一つにでも該当した場合には、貸主は催告を要せず通知により本契約を解除することができます。3.前項に基づき貸主が本契約を解除したときは、貸主は借主にリース料残額全部と第11条に定める遅延損害金の即時支払と物件の返還を求めることができます。

**第13条(再リース)** 借主は、第2条のリース期間満了後、本契約をさらに1年間更新(再リース)するかまたは、終了するかを選択できるものとし、本契約を終了するときは、そのリース期間満了の2ヶ月前までに貸主に対し書面でも終了の申し出をするものとし、その申し出がない限り、本契約は表記記載の再リース料をもって、その他は本契約と同一条件(ただし、第9条の保険を除く。)で自動的に再リースされるものとし、借主は貸主からの請求により再リース料を貸主に支払います。ただし、貸主がこの更新をしない旨の意思表示をしたとき、または借主が所定の期限までに再リース料を支払わないときは、本契約は終了し、借主は第14条に従い物件を貸主に返還します。

**第14条(物件の返還)** 1.第8条により本契約が終了した場合、もしくは第12条または第13条により物件を返還する場合は、借主は直ちに借主の責任において物件を原状に回復(リース期間中及び再リース期間中に付加したコンピュータデータ等の情報の消去を含む。)したうえで、貸主の指定する日までに貸主の指定する場所に返還するものとします。なお、これに要する一切の費用は借主が負担するものとします。2.前項にかかわらず物件の返還が遅れた場合、借主は遅延日数に応じてリース料相当額を損害金として貸主に支払うものとし、引き続き本契約に定められたすべての義務を履行します。

**第15条(連帯保証人予定者)** 1.連帯保証人予定者は、借主と連帯して本契約及び第13条による更新後のリース契約に基づく借主の一切の債務を保証し、債務履行の責を負うものとします。2.連帯保証人予定者が本契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人予定者は貸主の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使できます。また、連帯保証人予定者は、貸主がその都合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

**第16条(貸主の権利等の譲渡)** 貸主は、借主の承諾を要しないで金融機関その他の第三者に対して本契約に基づく権利の全部または一部を担保に入れ、または譲渡することができます。

**第17条(相殺の禁止)** 借主は、本契約に基づき貸主に対し負担する債務を貸主または貸主の承継人に対する借主の債権をもって相殺しません。

**第18条(費用負担等)** 1.本契約の締結に関する費用及び本契約に基づく借主の債務履行に関する一切の費用は借主の負担とします。2.固定資産税は貸主が負担します。ただし、リース期間中に固定資産税が増額された場合は、借主はその増額分を貸主の請求によりリース料として別に貸主に支払います。3.借主は、税法所定の税率によりリース料に対し課される消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)を各回リース料に付加して貸主に支払います。4.固定資産税及び消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課され、または課されることのある公租公課は、名義人の如何にかかわらず借主が負担します。5.借主は、前項により公租公課を貸主に納付することになった場合は、その納付の前後にかかわらず、貸主の請求により直ちにこれをリース料として別に貸主に支払います。

**第19条(合意審判所)** 借主、貸主及び連帯保証人は、本契約について訴訟の必要が生じた場合は、貸主の本店を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

**第20条(反社会的勢力の排除)** 1.借主及び連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。(1)自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを個別にまたは総称して暴力団員等という。)であること。(2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。(3)自らの行う事業に關し、暴力団員等の威力を利用して、財産上の不当な利益を営む目的で暴力団員等を利用し、または暴力団員等の威力を利用して暴力団員等に従事していることと認められること。(4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。(5)本契約の履行が、暴力団員等の活動に助長し、または暴力団の運営に資するものであること。2.借主及び連帯保証人は、自らまたは第三者をして、次のような行為を行わないことを確約します。(1)貸主に対する暴力的な要求行為(2)貸主に対する責任を超えた不当な要求行為(3)貸主に対する脅迫的言辭または暴力的行為(4)風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、貸主の信用を毀損し、または貸主の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ずる行為。3.1項または2項に違反する事実が判明したときは、借主は、その旨を直ちに書面でも貸主に通知するものとします。

〒671-1111  
兵庫県姫路市広畑区北河原町  
18-1

五島 社一郎 (五島社一郎事務所) 様

作成日 2020/02/14  
ページ 1/2

(郵便物運付先)  
〒541-0046

大阪府大阪市中央区平野町2丁目3番7号 アーバンエ  
ース北浜ビル  
N T Tファイナンス株式会社

お問い合わせ先 関西支店  
INFORMATION 06-6233-5506



0217 001698 A00611#

## お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号(管理番号)	代表物件名	取引種別	契約日	開始日	満了日
F50007331-19-04558(00000)	UTM SS5000Ⅱ Std (α) (N)	リース	2020年01月22日	2020年02月13日	2025年02月12日

リース料 消費税額等(別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
726,000 72,600	***** *****	798,600	***** *****	59回

引落金融機関	預金種別	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通預金	■■■■■■■■■■	コトウワザ

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等(別掲)	消費税額等(別掲)	お支払金額 消費税額等(別掲)	備考
1	2020/02	2020/03/25	口座振替	24,200 2,420	0 0	24,200 2,420	
2	2020/04	2020/04/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
3	2020/05	2020/05/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
4	2020/06	2020/06/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
5	2020/07	2020/07/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
	2020/08	2020/08/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
7	2020/09	2020/09/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
8	2020/10	2020/10/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
9	2020/11	2020/11/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
10	2020/12	2020/12/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
11	2021/01	2021/01/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
12	2021/02	2021/02/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
13	2021/03	2021/03/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
14	2021/04	2021/04/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
15	2021/05	2021/05/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
16	2021/06	2021/06/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
17	2021/07	2021/07/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
18	2021/08	2021/08/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
19	2021/09	2021/09/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
20	2021/10	2021/10/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	
21	2021/11	2021/11/25	口座振替	12,100 1,210	0 0	12,100 1,210	


回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料		お支払金額 消費税額等(別掲)	備考
				消費税額等(別掲)	消費税額等(別掲)		
22	2021/12	2021/12/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
23	2022/01	2022/01/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
24	2022/02	2022/02/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
25	2022/03	2022/03/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
26	2022/04	2022/04/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
27	2022/05	2022/05/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
28	2022/06	2022/06/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
29	2022/07	2022/07/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
30	2022/08	2022/08/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
31	2022/09	2022/09/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
32	2022/10	2022/10/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
33	2022/11	2022/11/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
34	2022/12	2022/12/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
35	2023/01	2023/01/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
36	2023/02	2023/02/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
37	2023/03	2023/03/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
38	2023/04	2023/04/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
39	2023/05	2023/05/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
40	2023/06	2023/06/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
41	2023/07	2023/07/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
42	2023/08	2023/08/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
43	2023/09	2023/09/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
44	2023/10	2023/10/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
45	2023/11	2023/11/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
46	2023/12	2023/12/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
47	2024/01	2024/01/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
48	2024/02	2024/02/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
49	2024/03	2024/03/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
50	2024/04	2024/04/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
51	2024/05	2024/05/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
52	2024/06	2024/06/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
53	2024/07	2024/07/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
54	2024/08	2024/08/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
55	2024/09	2024/09/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
56	2024/10	2024/10/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
57	2024/11	2024/11/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
58	2024/12	2024/12/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
59	2025/01	2025/01/25	口座振替	12,100	0	12,100	
				1,210	0	1,210	
							以下余白

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)  
(自由民主党)  
(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目							
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
17	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>全て政務活動に係る記事であるため</td> </tr> </table>	共通案分率	%	それ以外の案分	100%	案分の説明	全て政務活動に係る記事であるため
共通案分率	%							
それ以外の案分	100%							
案分の説明	全て政務活動に係る記事であるため							

127-0101 000	2021年 4月分	領収証										
2021年4月27日		広畑区北河原町18 五島 壮一郎様										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経七土祝止 ※</td> <td>1</td> <td>4150</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 4,150円 内消費税 307円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	部数	金 額	経七土祝止 ※	1	4150	※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 4,150円 内消費税 307円			<table border="1"> <tr> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td>4,150 円 (内消費税 307円)</td> </tr> </table>	合 計	4,150 円 (内消費税 307円)
銘 柄	部数	金 額										
経七土祝止 ※	1	4150										
※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 4,150円 内消費税 307円												
合 計												
4,150 円 (内消費税 307円)												
株式会社 D・Sあさひ		金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収書を作成しました。 No.0401843 										
朝日新聞サービスアンカー 姫路市広畑区清水1-17		姫路南店 TEL: 079-237-6006 FAX: 079-237-6036										

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)  
(自由民主党)  
(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

18	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 %
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		全て政務活動に係る記事であるため

**YC 領 収 書**      区域019    全戸0171    お問合せNo21554

お名前 五島壮一郎事務所 様  
広畑区北河原町18-1


3 年    4 月分

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞朝刊 ※	1	2,870
2		
3		


合計      2,870 円      領収日 3 年 4 月 27 日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) 読売新聞購読者は追加料金無しの  
(8.0%対象 2,870円) 読売オンラインに会員登録を!!

読売センターはりま勝原 Tel.079-236-9357  
姫路市大津区天満306-6

領収印 

案分率

  
読売新聞オンラインの登録はこちらから  
◇左記の通り領収しました

(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】


(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

<b>整理 番号</b>	<b>使 途 項 目</b>									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ <span style="border: 1px solid black;">資料購入費</span> ・事務所費・事務費・人件費									
19	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	案分率								
		<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">共通案分率</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">それ以外の案分</td> <td style="text-align: right;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全て政務活動に係る記事であるため</td> </tr> </table>	共通案分率	%	それ以外の案分	100%	案分の説明		全て政務活動に係る記事であるため	
共通案分率	%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明										
全て政務活動に係る記事であるため										



## 領 収 証

2021年04月分  
姫路市広畑区北河原町18-1

**五島 壮一郎 様**

銘 柄	部	金 額
産経新聞セット※ <i>3,427</i>	1	4,037
合 計		<b>¥ 4,037</b>
※は軽減税率対象品目		


お知らせ

購読料の支払いには、口座振替・クレジットカード決済が便利です  
 毎度ご購入有難うございます。  
 左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,037 (消費税 ¥299)

株式会社ウチマコーポレーション

〒671-1121  
姫路市広畑区東新町2丁目65-2  
TEL: 079-240-9056 FAX: 079-240-9334



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・人件費	
20	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
		案分率
	21-04-27 振替 1,980 AP №-719177	案分の説明



ようこそ、五島壮一郎様

▶ トップ

お客様情報

各種サーバ設定

ご利用明細一覧です。

▶ 接続プラン

▶ メールプラン

▶ レンタルサーバプラン

初めて明細書を印刷されるお客様は次の印刷ソフトのインストールが必要です。  
以下のリンクをクリックし、ポップアップが表示されましたら実行をクリックし、印刷ソフトをインストールして下さい。

ご利用料金

印刷ソフトダウンロード

▶ ご利用明細

▶ IP電話明細

検索条件

お客様基本情報

▶ OCCパスワード変更

ご契約内容

▶ 設定情報

請求書番号	d2021030054772
ご請求日	~ (YYYY/M/D)
お支払方法	▼
お支払期限	~ (YYYY/M/D)

上の条件で検索した結果を

ご利用明細一覧

[1]

請求書番号	お支払方法	ご請求日	お支払期限	ご請求金額	ご入金状況	
d2021030054772	口座振替	2021/03/31	2021/04/27	1,980	ご入金済	<input type="button" value="明細"/>

[1]



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <input type="checkbox"/> 人件費	
21	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	領収書(明細は)、別添のとおり。	案分率
		案分の説明

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和 3 年 4 月分		氏名						
日	曜日	祝日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	木							
2	金							
3	土							
4	日							
5	月							
6	火		9:00	18:00	1:00	8:00		
7	水							
8	木							
9	金							
10	土							
11	日							
12	月							
13	火		9:00	18:00	1:00	8:00		
14	水							
15	木							
16	金		14:00	18:00		4:00		
17	土							
18	日							
19	月							
20	火		9:00	18:00	1:00	8:00		
21	水							
22	木							
23	金							
24	土							
25	日							
26	月							
27	火		9:00	18:00	1:00	8:00		
28	水							
29	木	祝						
30	金							
計					(A)	36:00	(B)	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

五島 壮一郎



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	36:00 × 単価	900	=	32,400 円(D)
①月額の場合			支給額	=	円(D)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価		=	円(E)
③交通費等	(C)	× 単価		=	円(F)
④総支給額			(D)+(E)+(F)	=	32,400 円(G)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(G)-	(所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	32,400 円(H)
------	--------------------	---	-------------

¥ 32,400 円(H)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 3 年 4 月 27 日

住所


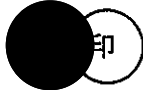
氏名

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(G)	32,400 × 案分率	50%	=	16,200 円(I)
○保険料等雇用主負担額	総額	× 案分率		=	円(J)
○政務活動費充当額の計		(I)+(J)		=	16,200 円

(添付様式8)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和元年10月1日から (特に期間の定めなし)	
雇用形態	パートタイム(時間給)	
就業場所	姫路市広畑区北河原町18-1 五島壮一郎事務所	
仕事内容	政務活動に係る補助業務及びその他業務	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後6時00分までの間の実働時間 (休憩時間は適宜。1日1時間とする。)	
休 日	特に定めなし	
給 与 (賃 金)	時給900円 但し、1日8時間週40時間を超える所定時間外労働については25%の割増賃金を加算する	
給与支払	毎月分を末日に現金にて支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和 1年 10月 1日		
雇用者	兵庫県議会議員 五島 壮一郎	
被雇用者		

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

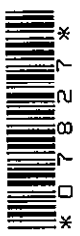
(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
22	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  <div data-bbox="566 851 829 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>領収証(Receipt)</p><p>ご請求番号 R107061178</p><p>お客さま氏名 五島壮一郎事務所 様</p><p>金額 2021年 4月分 ¥5148</p><p>うち、消費税相当額 ¥468</p><p>NTTコミュニケーションズ 株式会社</p><p>ビルディングカスタマセンタ</p><p>料金お問合せ先 0120-047128</p><p>収入印紙貼付欄 郵便局は収入印紙不要 (お客さま)</p></div>	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明  案分率

ビリングカスタマセンタ

TEL 0120-047128  
791-8013  
松山市山越3丁目15番15号  
NTT山越ビル



社用コード1 BH1111311003 07827 07827 00  
**NTTコミュニケーションズ料金請求書**  
(NTTCommunications-Bill)



671-1111  
兵庫県姫路市広畑区 北河原町18-1

五島壯一郎事務所 様

社用コード2 0421-1-##-0706-R1-1178



2021年 4月16日発行

**お手続きはWebが便利!! (24時間簡単)**  
パソコン  タブレットで!!  [www.ntt.com/b-charge](http://www.ntt.com/b-charge)

請求書送付先変更、一括請求追加、口座振替申込書送付  
※詳しくは裏面をご覧ください。

日ごろ、NTTコミュニケーションズをご利用いただきましてありがとうございます。  
裏面のお支払い場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。

料金お問合せ先 ※電話番号はお間違えないようご注意ください  
ビリングカスタマセンタ bill@ntt.com  
0120-047128 受付時間 (平日) 9:00~17:00

ご請求番号 R107061178	ご請求年月 2021年 4月分	ご請求額 (Charge) 5,148円	お支払期限 (Due Date) 2021年 4月30日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTTコミュニケーションズご利用分	5,148	うち消費税相当額は、468円です	

●お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。

# ご利用料金の内訳

ご請求番号  
R107061178

ご請求年月  
2021年 4月分

料金お問合せ先 ビリングカスタマセンタ  
0120-047128

回線番号 / 料金内訳名	金額 (円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
H151004882 ・NTTコミュニケーションズご利用分 [ホスティングサービス]			
基本額メール&ウェブ ビジネス	2,780	合算	3月 1日～ 3月31日 ライトプランご利用です 3月 1日～ 3月31日
加算額メールセキュリティ利用料	1,900	合算	
消費税相当額 (合計)	468		消費税率により算出した消費税相当額をこの項目に表示しています 合算表示の料金を合計した金額に10%を乗じて算出しています
(内訳) 消費税相当額 (合算) 10%	( 468)		
(小計)	5,148		
(合計)	5,148		

\*  
Z  
O  
O  
  
O  
O  
O  
O  
\*



領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)  
(自由民主党)  
(五島 壮一郎)

整理番号	使 途 項 目										
23	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	<table border="1"><tr><td data-bbox="1078 512 1129 1115" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1129 512 1437 560">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1129 560 1437 607">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 607 1437 654">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 654 1437 739">12,375円 - 33円 (対象外経費)</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1129 739 1437 1115">= 12,342円</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	案分の説明		12,375円 - 33円 (対象外経費)		= 12,342円	
案分率	共通案分率 50%										
	それ以外の案分 %										
案分の説明											
12,375円 - 33円 (対象外経費)											
= 12,342円											

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は左側を切り取りお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らなくてください。

ご請求先氏名  
五島壮一郎事務所 様


お客様番号  
4610-0869-80996

2021年 4月ご請求分

金額(円)  
¥12,375-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  


収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-3944-6875	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0869-80996)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3944-6875				
◇NTT西日本ご利用分	12,342	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	合 算
		-1,790	光もともっと割	合 算
		1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	合 算
		1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
		500	ボイスワープ使用料	合 算
		1,200	複数チャンネル使用料	合 算
		300	追加番号使用料	合 算
		2,704	ひかり電話 (通話料)	合 算
		224	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
		20	ひかり電話 (IP電話への通話料)	合 算
		12	ユニバーサルサービス料	合 算
		100	発行手数料	合 算
		50	収納手数料	合 算
		1,122	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTTコミュニケーションズご利用分	-33	30		
◇NTT西日本分 (小計)	12,375	12,375	(小計)	

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)  
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)  
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)  
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・人件費	
24	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである  3--4-28 振込                      *11,738 P 2220(カ) 3--4-28 振替                      *220 振込手数料  計 11,958円	共通案分率                      50%
		それ以外の案分                % 案分の説明

ごトウ ヲイロウ さまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号:P振0428188429

令和 3年 4月 28日 14:09現在

振込先	振込先			
	受取人名	タミヤチヨウカ		
	出金口座			
出金口座	振込依頼人	ごトウ ヲイロウ さま		
	電話番号			
振込金額	合計引落金額	11,958円	振込金額	11,738円
			手数料	220円
依頼日 (資金引落日)	R 3. 4.28 (水)			
振込日	R 3. 4.28 (水)			

お客様コード  
233900  
1117

〒671-1111  
兵庫県姫路市広畑区北河原町18-1

# 御 請 求 書

請求No. 691312-1



本社 姫路市飾磨区英賀甲1944-2  
TEL (079)234-9200 FAX (079)234-1580  
タツミ 事務所 たつの市新宮町光都1丁目19番1号  
CSセンター TEL (0791)59-8070 FAX (0791)59-8075

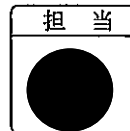
取引銀行: [Redacted] タツミ産業㈱

五島壯一郎事務所 御中

2021年04月20日

毎度ありがとうございます。

下記、請求明細の通り御請求申し上げますので、宜しく御査収下さい。



前回御請求額	今回御入金額	繰越金額	今回御買上額	今回消費税額	税込御買上額	今回御請求額
-18	0	-18	10,688	1,068	11,756	11,738

日付	伝票No.	区	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	注文No.・備考	出 荷 先
04/05	1491713	1	各種(旧マダブ)リソクラペル業 A4 18面 70×42.3 上下余白付 1箱(500シート)	1.00	個	5,071.00	5,071		
04/09	1493727	1	αエコーパータイプ NH A4 1箱(5000枚:500枚×10冊)	1.00	個	2,817.00	2,817		
04/09	1493727	1	スティックのり 消えいろピット N 約22g 1セット(20本)	1.00	個	2,800.00	2,800		
			*** 消費税計 (10%) ***			税込金額	11,756		
						消費税額	1,068		

取引区分 1.売上 2.返品 3.値引 4.N/C 5.その他

※は軽減税率対象

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(自由民主党)

(五島 壮一郎)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費							
25	本領収書は、県議会議員五島 壮一郎宛のものである	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明	
共通案分率	50%							
それ以外の案分	%							
案分の説明								

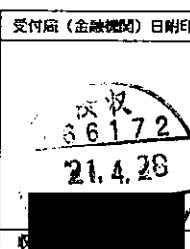
  

**電気料金振込受領証**

3年 4月分	金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						1	3	5	1	6

お振込人	五島 壮一郎 様	ご使用期間	3月24日から 4月22日まで
お注 意 事 項	日 所 番 号 23-81 5419-10-3009	消費税等 相当額 (面積)	1,228円
契約 種類	契約 kVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)
	31	5	287
	51	90	75
燃料費調整額(再掲)		-419.85円	
再エネ促進賦課金(再掲)		1,078円	

ご使用場所  
姫路市  
広瀬区 北河原町  
18-1

受付店(金融機関) 日附印


神戸料金センター 0800-777-8810
---------------------------

ご連絡の際は番号をよくお確かめ下さい。

振込人 ◯関西電力株式会社 (金融機関へお客さま)

案分率

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

五島 壮一郎 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
23815419103009	23	81	5419	10	3009
供給地点特定番号	06	0238	1541	9103	0092 0000
3年 4月分	ご使用期間		3月24日～ 4月22日		
ご契約内容	低圧電力		ご契約 5kW 力率 90%		

ご使用量 75kWh

計器番号 566  
 当月指示数 11920.7  
 前月指示数 11845.5

ご参考：前年同月ご使用量 (期間 3/26～ 4/22)  
 92kWh  
 対前年同月比 -16.4%

ご請求金額 6,227 円

お支払期限日 5月24日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料金	5,390.00	再エネ促進賦課金	223.00
力率修正額	-269.50	消費税等相当額(再掲)	566.00
その他学料金	971.25		
燃料費調整額	-87.00		

単価名称	月分	1kWhあたりに対して	1kWhあたりを1円未満に引き上げる
燃料費調整	当月分	-11916銭	-----
	翌月分	-81銭	-----
再エネ発電促進賦課金	当月分	21998銭	-----

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	***** 消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 4月23日 次回検針日 5月26日 検針員  
 関西電力株式会社 受託会社 関西電力送配電株式会社  
 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

五島 壮一郎 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
23815419103009	23	81	5419	10	3009
供給地点特定番号	06	0238	1541	9103	0091 0000
3年 4月分	ご使用期間		3月24日～ 4月22日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 287kWh

計器番号 540  
 当月指示数 4537  
 前月指示数 4250

ご参考：前年同月ご使用量 (期間 3/26～ 4/22)  
 236kWh  
 対前年同月比 +20.5%

ご請求金額 7,289 円

お支払期限日 5月24日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料金	341.00	再エネ促進賦課金	855.00
1段料金	2,132.55	消費税等相当額(再掲)	662.00
2段料金	4,293.57		
燃料費調整額	-332.65		

単価名称	月分	最初の1kWhに対して	1kWhあたりを1円未満に引き上げる
燃料費調整	当月分	-171933銭	-11916銭
	翌月分	-121913銭	-81銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	441970銭	21998銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	***** 消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 4月23日 次回検針日 5月26日 検針員  
 関西電力株式会社 受託会社 関西電力送配電株式会社  
 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております





(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和 3 年		4 月分		氏名		[Redacted]		
日	曜日	祝日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
2	金		9:00	17:00	1:00	7:00		
3	土							
4	日							
5	月		9:00	17:00	1:00	7:00		
6	火		9:00	17:00	1:00	7:00		
7	水							
8	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
9	金		9:00	17:00	1:00	7:00		
10	土							
11	日							
12	月		9:00	17:00	1:00	7:00		
13	火		9:00	17:00	1:00	7:00		
14	水							
15	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
16	金		9:00	17:00	1:00	7:00		
17	土							
18	日							
19	月		9:00	17:00	1:00	7:00		
20	火		9:00	17:00	1:00	7:00		
21	水							
22	木		9:00	17:00	1:00	7:00		
23	金		9:00	17:00	1:00	7:00		
24	土							
25	日							
26	月		9:00	17:00	1:00	7:00		
27	火		9:00	17:00	1:00	7:00		在宅勤務
28	水							
29	木	祝						
30	金		9:00	17:00	1:00	7:00		在宅勤務
計					(A)	119:00		(B)

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

五島 壮一郎



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	× 単価	=	円(D)
①'月額の場合			支給額 =	150,000 円(D)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価	=	円(E)
③交通費等	(C)	× 単価	=	円(F)
④総支給額			(D)+(E)+(F) =	150,000 円(G)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(G)- 1,810 (所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	148,190 円(H)
-------------------------------	---	--------------

¥ 148,190 円(H)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 3 年 4 月 30 日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(G)	150,000	× 案分率	50%	=	75,000 円(I)
○保険料等雇用主負担額	総額		× 案分率		=	円(J)
○政務活動費充当額の計				(I)+(J)	=	75,000 円

(添付様式 8)

## 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成 30 年 8 月 6 日から (特に期間の定めなし)	
雇用形態	正規職員	
就業場所	姫路市広畑区北河原町 18-1 五島壮一郎事務所	
仕事内容	政務活動に係る補助業務及びその他業務	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 但し、業務の都合上就業時間を変更する場合がある。 (休憩時間は適宜。1 日 1 時間とする。)	
休 日	水・土・日・祝祭日、夏季休暇、年末及び年始 (臨時出勤あり)	
給与(賃金)	月額 150,000 円	
給与支払	毎月分を末日に現金にて支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
平成 30 年 8 月 6 日		
雇用者	兵庫県議会議員 五島壮一郎	印
被雇用者		印







